

**サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託
企画提案公募実施要領**

令和8年5月
山梨県警察本部
生活安全部サイバー犯罪対策課

1 趣旨

物価高騰による経済的不安の心理を悪用した投資詐欺などのネットワーク利用犯罪をはじめとするサイバー犯罪が後を絶たず、県民の財産への甚大な被害が生じている。

他方、物価高騰により、企業等においてサイバーセキュリティ対策への人的・物的投資の優先度が低下する中、ランサムウェアなどによるサイバー攻撃の増加により、サプライチェーン全体のみならず、消費者である県民にも影響が及ぶ事態となっている。

特にサイバー犯罪にもなり得る電話詐欺による被害額は深刻で、令和7年中では、11.7億円（前年比+5.8億円、暫定値）となっている。

そのため、サイバー犯罪の被害を防止するため、同犯罪の巧妙な犯行手口と注意喚起について、県民に対してわかりやすく視覚に訴えけるとともに、サイバー犯罪は誰もが被害に遭う可能性がある犯罪であるという当事者意識を持たせ、家族や地域においてサイバー犯罪の被害防止に対する社会機運の醸成につながる動画の作成に係る委託業務の受託事業者を企画提案募集により選定する。

2 業務概要等

(1) 委託業務名称

サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託

(2) 委託業務内容

サイバー犯罪被害を防止するための啓発用の動画作成

※ 詳細は、別紙「サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から納品期日まで（令和8年10月下旬を予定。）

(4) 予算上限額

金2,420,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 企画提案に係るスケジュール（予定）

募集開始	令和8年5月20日（水）
参加申込期限	令和8年6月 2日（火）
質問受付期限	令和8年6月16日（火）
質問回答期限	令和8年6月24日（水）
企画提案書等提出期限	令和8年7月 8日（水）
プレゼンテーション審査	令和8年8月上旬～8月中旬
結果通知	令和8年8月中旬～8月下旬

4 参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されている者又は企画提案審査の日までに名簿に登録見込みの者であること。
- (3) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成2

3年4月1日)や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく厚生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 法人の役員等(非常勤の役員を含む。)に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (7) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

5 契約形態

企画提案方式(企画コンペ方式)により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約する。

6 参加申込

(1) 提出期限

令和8年6月2日(火)午後5時まで

ただし、持参する場合の受付日及び時間は、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)で定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(2) 提出先・提出方法

「13 問合せ・提出先」まで持参又は郵送(期限必着)とする。

(3) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 会社概要等整理票(様式第2号)
会社概要が把握可能な書類(会社パンフレットなど)を添付すること。
- ウ 誓約書(様式第3号)
- エ 役員名簿(様式第4号)
- オ 類似業務実績報告書(様式第5号)
- カ 全ての山梨県税(個人県民税・地方消費税を除く)に未納がない証明(県外事業者の場合は、所在地の都道府県税に未納がない証明を提出すること)
- キ 消費税及び地方消費税に関する納税証明書(未納がない旨の証明)

7 選定通知

「4 参加資格」要件を満たす事業者を選定通知書を、6月2日(火)までに通知する。

なお、企画提案に当たり、サイバー犯罪被害防止の上で参考となる資料を添付する。

8 質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年6月16日（火）午後4時まで

(2) 提出先・提出方法

様式第6号により「13 問合せ・提出先」まで電子メールで提出し、電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答

令和8年6月24日（水）までに、参加申込者全てに対し電子メールで回答する。

(4) その他

審査の内容に関係のない軽易な質問を除き、電話又は口頭での質問は受け付けない。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月8日（水）午後5時まで

ただし、持参する場合の受付日及び時間は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(2) 提出先・提出方法

「13 問合せ・提出先」まで持参又は郵送（期限必着）とする。

(3) 提出書類及び提出部数

1参加につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 企画提案書（様式第7号）正本1部

イ 企画書（任意様式）正本1部・副本7部

- ・ A4判（A3判折り込み可）
- ・ 日本語表記で12ポイント以上
- ・ ファイルに綴り込む必要はない。
- ・ コンセプト、全体構成、動画イメージ（絵コンテ等）を示すこと。
- ・ 委託予定事項の作業スケジュールを示すこと。

ウ 実施体制表（様式第8号）正本1部・副本7部

エ 見積書（任意様式）正本1部・副本7部

宛先は「山梨県警察本部長」とし、見積金額（税抜）及び積算内訳を記載すること。

(4) 企画提案書の提出辞退

参加申込書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式第9号）」を企画提案書の提出期限までに、「13 問合せ・提出先」へ提出すること。

10 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 審査方法

「サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託企画提案選定委員会」において、別紙「審査基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

ア 日時・場所

令和8年8月上旬～8月中旬 ※ 詳細は別途通知する。

イ 時間

30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）

ウ その他

- ・ プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順により決定する。
- ・ 提出した企画提案書（絵コンテ等）を用いた口頭によるプレゼンテーションを基本とするが、動画を用いた説明を妨げない。
- ・ プレゼンテーションは提出された資料を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。

(3) 審査・結果通知

ア 企画提案のプレゼンテーションの内容及び経費について総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

イ 審査結果は審査終了後、速やかに通知する。

ウ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載その他不正行為があった場合

11 契約

- (1) 第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。
ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。
- (2) 仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。
- (3) 契約保証金は免除する。

12 その他

- (1) 企画提案に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 企画提案に当たっては、次のホームページ等を参考とすること。

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/index.html>（警察庁ホームページ）

13 問合せ・提出先

山梨県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

サイバー企画担当 平山・土屋・渡辺

〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館

電話番号 055-221-0110（内線3471・3472・3473）

メールアドレス cyber-sec@yamanashi-phq.jp

【様式第 1 号】

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 殿

所 在 地

名 称

代表者役職・氏名

印

参 加 申 込 書

サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託に係る企画提案公募に申込いたしたく、必要書類を提出します。

【添付書類】

- ① 会社概要等整理票（様式第 2 号）及び会社概要が把握可能な書類
- ② 誓約書（様式第 3 号）
- ③ 役員名簿（様式第 4 号）
- ④ 類似業務実績報告書（様式第 5 号）
- ⑤ 全ての山梨県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明（県外事業者の場合は、所在地の都道府県税に未納がない証明を提出すること）
- ⑥ 消費税及び地方消費税に関する納税証明書（未納がない旨の証明）

（連絡先）

担当者所属・氏名

電 話 番 号

メールアドレス

【様式第2号】

会 社 概 要 等 整 理 票

1 企画提案者・連絡担当者

企 画 提 案 者	会社（団体）名	連 絡 担 当 者	所属
	所在地		職氏名
	ホームページアドレス		電話： FAX： e-mail：

2 会社（団体）の概要

設立年月日	
資本金（万円）	
売上金（万円）	
従業員数（人）	
支社（支店）	
関 連 会 社	

※ 直近の概要を記入してください。また、パンフレット等参考資料を添付願います。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 社印または代表者印 〕

(ふりがな)

法人名

㊞

(ふりがな)

代表者名

㊞ (男・女)

生年月日（大正・昭和・平成・令和）

年 月 日

【様式第4号】

役 員 名 簿

会 社 名 _____
作成担当者 _____
連 絡 先 _____

令和 年 月 日現在の役員

役 職	氏 名	氏名のふりがな	性別(男女)	生年月日 (大正、昭和、平成)

- 1 本様式を山梨県警察本部が照会することについて異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、参加資格の取消並びに契約の解約等がなされても異存ありません。

住 所 _____ 令和 年 月 日
氏 名 (会社名及び代表者名) _____ 代表者印

※ 法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を記入してください。なお、監査役については除きます。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も名簿に記入して下さい。

※ 個人の場合については、この名簿にその個人事業主を記入して下さい。

【様式第5号】

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 殿

所 在 地

名 称

代表者役職・氏名

印

類似業務実績報告書

「サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託」に関する類似業務を次のとおり実施しました。

類似業務等の実績

--

※必要に応じて実績に関連する資料を添付してください。

サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託に関する質問票

山梨県警察本部生活安全部 サイバー犯罪対策課 サイバー企画担当 宛
E-mail : cyber-sec@yamanashi-phq.jp
送付日：令和 年 月 日

会 社 名		所在地	
所属部署名		T E L	
質問者氏名		E-mail	
(質問内容)			

※質問の先頭には、「企画提案公募実施要領」、「仕様書」等の別とページ及び項番等を明示すること。

※質問内容は、事項ごとに別葉で作成すること。

※質問の提出は、令和8年6月16日（火）午後4時までとする。

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託企画提案書

サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託に係る企画提案書を提出します。

【添付書類】

- | | |
|----------------|---------------|
| ・ 企画書（任意様式） | 8部（正本1部、副本7部） |
| ・ 実施体制表（様式第8号） | 8部（正本1部、副本7部） |
| ・ 見積書（任意様式） | 8部（正本1部、副本7部） |

電 話	)
F A X	
E-mail	
担当者名	

実 施 体 制 表

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
印

サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託について、次のとおり、本業務を遂行するため必要な経験等を有する者が従事することを証明します。

記

1 実施体制（社内）

所 属	氏 名	職種・資格 (取得年月日)	経験 年数	実施体制上の役割	主な業務経験

- ※ 所属欄は、社内における所属部署名を記入すること。
- ※ 記入欄が不足する場合は、欄を追加して記載すること。
- ※ 業務担当者が複数の場合は、主たる担当者を先頭に記入すること。

2 実施体制（外部協力者）

会社名 (協力事業者名)	氏 名	職種・資格 (取得年月日)	経験 年数	実施体制上の役割	主な業務経験

- ※ 外部協力事業者がある場合に記入すること。

辞 退 届 出 書

令和 年 月 日

山梨県警察本部長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和8年 月 日付けで公告されたサイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託について、令和 年 月 日に参加申込書を提出しましたが、応募を辞退します。

電 話
FAX
E-mail
担当者名

サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託仕様書

1 委託業務の名称

サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託

2 目的

物価高騰による経済的不安の心理を悪用した投資詐欺などのネットワーク利用犯罪をはじめとするサイバー犯罪が後を絶たず、県民の財産への甚大な被害が生じている。

他方、物価高騰により、企業等においてサイバーセキュリティ対策への人的・物的投資の優先度が低下する中、ランサムウェアなどによるサイバー攻撃の増加により、サプライチェーン全体のみならず、消費者である県民にも影響が及ぶ事態となっている。

特にサイバー犯罪にもなり得る電話詐欺等による被害額は深刻で、令和7年中では、11.7億円（前年比+5.8億円、暫定値）となっている。

そのため、サイバー犯罪の被害を防止するため、同犯罪の巧妙な犯行手口と注意喚起について、県民に対してわかりやすく視覚に訴えけるとともに、サイバー犯罪は誰もが被害に遭う可能性がある犯罪であるという当事者意識を持たせ、家族や地域においてサイバー犯罪の被害防止に対する社会機運の醸成につながる動画を作成する。

※ 「電話詐欺」という名称は、山梨県警察独自のもので、警察庁では、「特殊詐欺」という名称を使っており、「特殊詐欺」が全国統一の名称となっている。

3 啓発用動画の企画・作成

- (1) 動画は、パソコン、スマートフォンなど、それぞれの視聴環境で視聴可能な動画とする。
- (2) 上記「2 目的」及び別添「審査基準」に沿った効果的な啓発内容とする。
- (3) 動画は、30秒以内の短編動画を8種類（7テーマ）作成すること。
- (4) アスペクト比は、9：16とすること。
- (5) 解像度は、ハイビジョンもしくはそれ以上とすること。
- (6) 被害防止に関する啓発の種類は次の7つとする。

ア フィッシング対策

- ・ 実在のサービスや企業をかたり、偽のメールやSMSで偽サイトに誘導し、IDやパスワード、クレジットカード情報等を盗んだり、マルウェアに感染させたりする手口

<入力を求められる情報の例>

- 金融機関の口座番号、クレジットカード番号、暗証番号
- 住所、氏名、電話番号、生年月日
- 電子メール、インターネットバンキング、SNS等のID、パスワード
- 運転免許証、マイナンバーカード、乱数表等の画像情報
- ・ メールリンクを利用しない、公式アプリ・ブックマークからアクセスすることが重要であると啓発

イ インターネットバンキング不正送金対策

- ・ インターネットバンキングで使用する認証情報（ID、パスワード）がフィッシング等により盗み取られ、預金を不正に送信される手口
フィッシングを端緒とするものが多いが、ボイスフィッシング（電話で個人情報聞き出し、偽サイトに誘導する手口）も発生している。
- ・ 金融機関と思われるメールであってもリンクは利用しない、公式アプリ・ブックマークからアクセスすることが重要であると啓発

ウ ランサムウェア対策（2種類）

- ・ 感染するとパソコン等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にするマルウェアに感染させた上で、そのデータを復号する対価（金銭や暗号資産）を要求する手口
- ・ サプライチェーンや委託先を狙った攻撃対策
- ・ 入口対策として、OSや各種ソフトウェア（特にVPN機器をはじめとしたネットワーク機器）の最新化、認証情報の適正管理、アクセス権限の適正化、不審メールに注意する、社員教育の徹底等が重要であると啓発

エ サバ活・サバボス対策

- ・ 日常の業務の中でちょっとだけサイバーセキュリティを意識する活動をサバ活（サイバーセキュリティ活動の略）という。また、企業におけるサバ活の推進には経営層やセキュリティ担当者などがリーダーシップを発揮することが非常に有効であることから、相応しい人材が「サバボス」として企業内のサバ活を推進していくことが望ましい。
- ・ 県警察では令和7年からサバ活、サバボスを推進しており、企業における同活動が重要であるとの啓発

オ ニセ警察詐欺対策

- ・ 電話詐欺の内、警察官を装い、「口座が犯罪に利用されている。」「携帯電話が不正に契約された。」などと様々な理由をつけて、「資産を保護する。」「口座を調査する。」などといって金銭を詐取する手口
- ・ 全国的に令和7年から急増し、山梨県でも同手口で5億円以上（暫定値）の被害が発生している。

- ・ 本物の警察官は「SNSを利用し、捜査対象となっているなどと伝えることはありません。」「メッセージアプリで連絡をすることはありません。」「警察手帳や逮捕状の画像を送ることはありません。」というポイントを知ることが重要であるとの啓発
- ・ SNSを犯行に利用した動画に限る。

カ CEO詐欺対策

- ・ 経営者等をかたり、インターネット上で公開されている法人等のメールアドレス宛てに電子メールを送り、業務命令をよそおって、指定した口座に送金させる手口
- ・ 「新しいプロジェクトのため」などと業務をよそおい、SNSグループの作成、作成したSNSグループの招待用QRコードの送信などを指示される。
- ・ 送金など重要な業務遂行の際は、通常の担当者以外の承認をもらうなど、第三者が確認するプロセスを導入することを啓発
- ・ SNSを犯行に利用した動画に限る。

キ SNS型投資・ロマンス詐欺対策

- ・ SNSやマッチングアプリを通じて対面することなく、やりとりを重ねるなどして関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座への振込などの方法により、金銭を詐取する手口
- ・ 山梨県内でも、令和7年中6億円以上（暫定値）の被害が発生している。
- ・ SNSのダイレクトメッセージで投資話をされる、連絡先がLINEに変わるという手口が多い。
- ・ 「必ず儲かる。」「あなただけに教える。」という言葉に注意が必要
- ・ SNS、マッチングアプリで知り合った人から投資の話を持ちかけられた場合は詐欺を疑うことが重要であるとの啓発。

- (7) 作成に当たっては、山梨県警察から提供するサイバー犯罪対策に係る資料及びサイバー犯罪対策及び電話詐欺に関する山梨県警察・警察庁ホームページ等を参考とすること。

4 成果物の納品

(1) 動画データ一式

SNSで再生可能な形式とすること。

(2) DVDデータディスク

ア 一般的なDVDドライブ付きパソコンで再生及び複製が可能な形式、DVDプレーヤーで再生可能な形式で作成し、納品すること。

イ 納品枚数は、15枚とする。

ウ ディスクジャケット印刷、盤面印刷を行い、コンパクトケースに封入して納品すること。

(3) 撮影素材一式

動画撮影に使用した写真データ、映像等の素材を納品すること。

(4) 撮影素材一覧表

撮影素材、撮影場所の一覧表を作成すること。なお、第三者が権利を有している映像・画像等を使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等について記載すること。

5 納品場所・期限

(1) 納品場所

山梨県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

(2) 納品期限

令和8年10月下旬 ※ 詳細は別途通知する。

6 実施体制・遵守事項

(1) 委託業務の実施に当たっては、山梨県警察及び関係者との協議・連絡調整が迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(2) 委託業務を統括する業務実施責任者を配置し、山梨県警察と常時連絡可能な体制をとり、密な連携を取って業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

(3) 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、業務従事者を十分指導して業務を実施させ、経費・事業内容等、山梨県警察から報告を求められた際は速やかに対応すること。

(4) 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務期間中に業務実施責任者を変更しないこと。

(5) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。

(6) 受託者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県警察と協議を行うこと。

(7) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

7 再委託

受託者は業務の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

この場合、やむを得ない場合を除き、企画提案時点において、再委託の可能性について明示し、業務実施体制の一部に組み込んだ上で、受託者が担う業務と再委託先の担う業務等について提案手続きの中で明示しなければならない。

8 委託業務成果物の著作権

- (1) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (2) 委託業務で作成した動画等に関する所有権や著作権は、原則としてすべて山梨県警察に帰属する（2次利用が可能な形式で提出すること）。
- (3) 受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、山梨県警察は権利保有物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9 守秘義務等

(1) 受託者の責務

ア 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、本業務に従事する全ての職員に対し、委託期間中のみならず委託契約終了後においても、守秘義務を課すこと。

イ 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。

ウ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

受託者は、委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

10 特記事項

- (1) 委託業務の遂行に際し、企画提案公募実施要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、山梨県警察との協議の結果、一部修正又は調整等を行う場合がある。

- (2) 本業務を実施するにあたっては、下記の点について留意すること。

ア 善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。

イ 山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

ウ 事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに山梨県警察に連絡すること。

エ 苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに山梨県警察に報告すること。

- (3) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失を生じさせないこと。
特に、関係者や参加者等に対しメールによる連絡をする場合、当該メールの宛先に B C C で送信すべきメールアドレスが 1 件以上含まれるときは、B C C で送信すべきメールアドレスについて、T O や C C で送信することを防止する次のいずれかの機能を備えたシステムやツールを使用しなければならない。

ア B C C 強制変換機能

メール送信する際に、T O や C C での指定を B C C に強制変換するもの。

イ 送信時の宛先確認機能

メール送信する際に、送信するメールの宛先の確認を要するもの。なお、当該機能において宛先の確認を行う場合には、複数人での確認を要するものとする。

ウ 上司等による承認機能

メール送信する際に、上司等の承認を要するもの。

- (4) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、山梨県警察と協議してこれを定めるものとする。

サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務委託契約書

山梨県警察本部（以下「甲」という。）と ○○○○○○（以下「乙」という。）とは、サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務の委託について次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、サイバー犯罪被害防止のための啓発用動画作成業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、別紙仕様書により委託業務を処理しなければならないものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和8年10月○○日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持等）

第8条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人

情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第10条 乙は、この契約による事務を行うに当たり、別記2「情報セキュリティの確保に関する特約条項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第11条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(実績報告及び検査)

第12条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく成果物等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(延滞違約金)

第14条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(甲による契約の解除)

第15条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 第17条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。

(4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（危険負担）

第16条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（乙による契約の解除請求）

第17条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

（契約解除の効果）

第18条 甲は、契約期間満了前に本契約を解除した場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額（「既履行部分委託料」という。）を支払うものとする。

2 前項に規定する既履行部分委託料は、甲と乙とが協議して定める。

（契約の費用）

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第20条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県警察本部長
仲 村 健 二

乙

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、この契約の締結時に、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「個人情報保護責任者」という。）を選任し、書面（別紙様式）によりこれを甲に報告しなければならない。作業従事者又は個人情報保護責任者に変更のあったときも同様とする。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及び個人情報保護責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所（所在地：_____。本条において「営業所」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことに正当な理由があるとき。

2 乙は、前項各号の規定に掲げる場合を除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により甲に報告した者以外の者に本件個人情報を取り扱わせないこと。

(2) 本件個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

(3) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(4) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(5) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。

(6) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を国外に移転させてはならないこと。

(7) 本件個人情報が記録された資料等については、業務終了後直ちに甲の指定する方法により返却、廃棄又は消去すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(8) 乙は、本件受託業務を行うために複数の宛先へ一斉にメールを送信する場合、当該メールの宛先にBCCで送信すべきメールアドレスが1件以上含まれるときは、当該メールを送信する際BCCで送信すべきメールアドレスについてTOやCCで送信することを防止する次のいずれかの機能を備えたシステムやツールを使用しなければならない。

ア BCC強制変換機能

メール送信する際に、TOやCCでの指定をBCCに強制変換するもの。

イ 送信時の宛先確認機能

メール送信する際に、送信するメールの宛先の確認を要するもの。

なお、当該機能において宛先の確認を行う場合には、複数人での確認を要するものとする。

ウ 上司等による承認機能

メール送信する際に、上司等の承認を要するもの。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者（乙の子会社を含む。）に委託してはならない。

2 乙は、本件受託業務を再委託するときは、乙をして特記事項により乙が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。

3 甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができるものとする。

4 乙は、本件受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、乙をして、書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を甲に届け出させなければならない。この場合、甲への届出は乙を経由することとする。再委託先事業者の作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

(報告及び検査等)

第10条 乙は、甲に対し契約内容の遵守状況を定期的に報告しなければならない。

2 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実地の検査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

3 乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前2項の措置を求め、又は行うことができるものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不適當であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい等に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすものとする。

個人情報保護に係る責任体制報告書

年 月 日

殿 （所属名： ）

住 所
受託者 商号又は名称
氏 名

印

委託業務に係る個人情報の保護に関する責任体制について、次のとおり報告します。

個人情報保護責任者	（所属・役職）	（氏名）
	（連絡先）	
作業従事者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

- （注）1 作業従事者とは、受託業務に係る個人情報を取り扱って作業に従事する者をいい、個人情報保護責任者とは、作業従事者の監督その他作業現場における受託業務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。作業従事者又は個人情報保護責任者として報告された者以外の者は、受託業務に係る個人情報の取扱いが制限されます。
- 2 作業従事者が複数であるとき、作業従事者の中から個人情報保護責任者を選任することができます。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

別記 2

情報セキュリティの確保に関する特約条項

(定義)

第1条 本契約において、甲を山梨県警察本部、乙を_____と定めることとする。

(目的)

第2条 乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は、次の各号とする。

- (1) 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- (2) 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- (3) 一号又は二号に掲げるものを基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの
- (4) 前各号について推知し得る情報

(再委託の禁止)

第3条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）を行う場合は、あらかじめ再委託者の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面（以下「再委託承認申請書等」という。）を提出し、甲の承認を得るものとする。なお、再委託承認申請書等に記載された事項について、変更がある場合には、乙はあらかじめ変更の届出を甲に提出し、同様に承認を得るものとする。

2 前項ただし書により乙が再委託を行う場合、乙は乙と再委託者との間で締結する契約において、再委託者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 甲は、前項の契約について、再委託承認申請書等を確認し、再委託を行う合理的理由及び再委託者が再委託される業務を履行する能力その他の情報セキュリティの確保のために必要と認められる事項が十分満たされていないと認められる場合、第1項の承認を行わないことができる。

4 第1項ただし書により乙が再委託させる場合の再委託者その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「再委託者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第4条 乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しな

なければならない。

- 2 乙は、乙の代表者又は代表者から代理権を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、契約締結後速やかに甲に通知するものとする。
- 3 乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び再委託者等における派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を契約締結後速やかに甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。なお、乙があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができる。
- 5 甲は、乙に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。
- 6 乙は、乙及び再委託者の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に通知し承認を得るものとする。
- 7 乙及び取扱者は、甲から本人確認を行うため身分証明書等の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 8 乙は、情報システム及び機器等や役務の調達におけるサプライチェーンにおける甲の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理体制を証明する書類を甲に提出しなければならない。また、第三者機関等による品質保証体制（ISO/JIS Q9001等）、情報セキュリティに関する認証（ISO/JIS Q27001（ISMS）等）取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書（SOC 2及び3等）等が提出可能な場合は、甲に提出するものとする。
- 9 乙は、情報システム及び機器等・役務の調達におけるサプライチェーンにおける甲の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われるなどの不正が見つかったときに、甲と連携して追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務）

第5条 乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 3 乙又は再委託者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

（管理）

第6条 乙は、本契約に基づき、保護すべき情報及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以

下「業務資料」という。)については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、甲が指定する場所において個別の業務を行う場合に持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、保護すべき情報又は業務資料を持ち出してはならない。
- 3 乙は、前2項の保護すべき情報及び業務資料の管理について、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」における情報セキュリティ対策に準じた管理を行っていることについて、甲の承認を得るものとする。
- 4 乙は、保護すべき情報及び業務資料について、本契約の履行又は甲の指定した目的以外に使用してはならない。
- 5 乙は、保護すべき情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。
- 6 乙は、保護すべき情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。
- 7 乙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。
- 8 乙は、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。
- 9 乙は、別途定めがある場合を除き、甲が特に高い可用性又は完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報を取り扱う場合、可用性、通信の速度及び安定性、データの保存期間及び方法、データ交換の安全性及び信頼性確保のための方法、情報セキュリティインシデントの対処方法等を甲と協議し合意文書を作成するとともに、その合意内容について保証しなければならない。

（作業員名簿の通知及び作業責任者の選任）

- 第7条 甲は、必要に応じて乙に当該個別の業務の実施に関する作業を行う者（以下「作業員」という。）の名簿を作業責任者を明らかにした上で作成させ、書面をもって甲に通知させることができる。ただし、作業責任者は、作業員の中から選任するものとする。
- 2 前項ただし書により選任された作業責任者は、乙の個別の業務の実施を統括し、乙の定める規則に基づき就業管理を行い、個別の業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別の業務の遂行につき乙を代理する権限を有するものとする。
 - 3 乙が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合、作業責任者を変更する場合その他の甲に通知した内容を変更する場合は、乙は当該内容を書面により事前に甲に通知するものとする。
 - 4 甲は、作業責任者又は作業員の個別の業務の遂行について著しく不適当であると認めた場合は、乙に対して是正のために必要な措置を執ることを求めることができるものとする。

(脆弱性対策等の実施)

第8条 乙は、本件業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

2 前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(調達する機器等や役務における対策の実施)

第9条 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ甲にそのリストを提出すること。

2 乙は、前項のリストの提出後、調達する機器等や役務に変更があった場合は、リストを修正し再提出すること。

3 乙は、甲が調達する機器等や役務について情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合は、甲と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行わなければならない。

4 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると甲が判断した場合は、乙において調査及び必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第10条 乙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

2 乙は、契約締結後、少なくとも1年に1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

3 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。

4 乙は、再委託者等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。

5 乙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。

6 甲は、その確認結果が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

7 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第11条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは、次の各号のことをい

う。

- (1) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- (2) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- (3) 保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染が認められた場合
- (4) 第6条第9項における合意内容を損なう事故が発生した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、改ざん、滅失、紛失、破壊その他の機密性、完全性及び可用性を損なう事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任)

第12条 乙は、乙及び再委託者等の従業員の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

第13条 乙は、本契約の履行に際し、第11条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、第11条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- 3 第11条に規定する事故が再委託者等において発生した場合、乙は甲が当該再委託者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- 4 乙は、第11条に規定する事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。
- 5 第11条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については乙の負担とする。
- 6 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。
- 7 乙は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、前項の措置の実施状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとし、甲は、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
- 9 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ監査)

第14条 甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監

査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。

- 2 乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による乙の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）をしなければならない。
- 3 甲が再委託者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。
- 4 乙は、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。
- 5 甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
- 6 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

（契約の解除）

第15条 甲は、第11条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、乙の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。
- 3 甲は、第11条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、乙又は再委託者の責めに帰すべき事由により発生した場合は、第3条第1項ただし書による承認を取り消すことができる。この場合において、乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切の責を負わない。

別記様式

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
 (2) 対象部門等名：
 (3) 契約開始年月日：
 (4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が再委託者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(再委託者等)」と記載すること。
 この場合、(3) 欄には、再委託契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況（詳細）又は 未実施の理由
1	2. 1 本契約の全部又は一部を第三者に再委託させていない。		
2	2. 1 (1 が未実施の場合) やむを得ず再委託をさせるときは、あらかじめ再委託者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面を添え、甲の承認を得ている。		
3	3. 1 情報セキュリティを確保するための体制において事故に関する問合せ窓口を甲に通知している。		問合せ窓口の連絡先：
4	3. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		情報セキュリティ責任者名：
5	3. 2 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		管理責任者名：
6	3. 3 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
7	3. 3 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
8	3. 4 教育計画を作成し、甲の承認を得ている。		
9	3. 6 乙及び再委託者の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に通知し承認を得ている。		
10	3. 7 甲から身分証明書等の提示を求められた場合は応じている。	※	※
11	3. 8 管理体制を証明する書類を提出している。		
12	3. 8 第三者機関等による品質保証体制、情報セキュリティに関する認証取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書等を甲に通知している。	※	※ ☐ ISO/JIS Q27001 (ISMS) ☐ ISO/JIS Q 9001 ☐ 情報セキュリティ監査報告書 (SOC2/3 等)
13	3. 1 その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
14	4. 1 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		

15	4. 2 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしないよう、措置を講じている。		
16	4. 3 (1 及び 2 が未実施の場合) やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
17	5. 1 保護すべき情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
18	5. 2 (甲の指定する場所において個別の業務を行う場合) 持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
19	5. 2 (甲の指定する場所において個別の業務を行う場合) 甲の承諾なくして、その場所から物品、保護すべき情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。	※	※
20	5. 3 保護すべき情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
21	5. 4 保護すべき情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
22	5. 5 保護すべき情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
23	5. 6 保護すべき情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
24	5. 7 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
25	5. 9 甲が特に高い可用性及び完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報について、合意文書を作成し、合意内容について保証している。	※	※
26	6. 1 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 個別業務を行う作業員の名簿及び作業責任者を甲から求められた場合は通知している。	※	※
27	7. 1 (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※
28	7. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
29	7. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
30	8. 1 (調達における機器等や役務における対策) 調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ甲にリストを提出している。	※	
31	9. 2 (情報セキュリティ対策の履行状況の確認が 2 回目以降の場合)	※	※

	前回の確認及び甲に対する報告から、1年以上を経過していない。		
3 2	9. 5 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
3 3	1 3. 1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
3 4	1 3. 2 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な資料を保存している。	※	※
3 5	1 3. 4 自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合、甲に結果を報告している。	※	※
確認年月日： 確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：			

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。